

日本港湾経済学会（北見俊郎）賞規程

（趣 旨）

第1条 日本港湾経済学会設立30周年を記念して藤木企業株式会社より寄贈された北見賞基金を基に、港湾経済研究の港湾および空港に関する学術的研究に貢献した会員の業績を讃えることを目的として、日本港湾経済学会（北見俊郎）賞を設ける。

（賞の種類）

第2条 日本港湾経済学会（北見俊郎）賞は、著書の部及び論文の部の2部門とする。

（授与の対象）

第3条 著書の部の授与対象は、募集年の3月31日から起算して過去2年以内に刊行された単著あるいは共著とし、共著は編著者及び執筆者の3分の2以上が日本港湾経済学会会員でなければならない。

2 論文の部の授与対象は、募集年の3月31日から起算して過去2年以内に刊行された単著とする。

（審査委員会）

第4条 日本港湾経済学会に日本港湾経済学会（北見俊郎）賞審査委員会を設置する。審査委員会は委員長1名、副委員長2名、委員若干名をもって構成する。

2 委員長には学会会長、副委員長には学会副会長があたり、他の委員は学会会長が推薦し、常任理事会の承認を得るものとする。なお、学会会長及び学会副会長の著書あるいは論文が審査対象となる場合には、学会会長および学会副会長は審査委員となることできない。

3 委員の任期は審査終了までとし、委員長及び副委員長以外の委員名は審査終了後も公表しないものとする。

4 委員の再任はこれを妨げない。

5 委員会交通費は補助費として2,000円を支給し、遠距離委員については、原則として実費支給するが、その上限は30,000円とする。

（申 請）

第5条 日本港湾経済学会（北見俊郎）賞を申請するものは、自薦及び他薦を問わず、日本港湾経済学会事務局よりの案内に従い、所定の用紙に推薦理由（1,000字程度）を明記し、所定の期日までに審査対象著書5部を、あるいは審査対象論文抜刷5部と掲載誌1部を事務局に提出するものとする。

2 事務局に提出された著書あるいは論文抜刷及び掲載誌は、返却しないものとする。

（審 査）

第6条 審査委員会は、申請のあった著書及び論文を審査する。

2 審査基準については別に定める。

（発表及び表彰）

第7条 審査委員会は、審査結果を全国大会総会において発表し、賞状及び副賞を授与する。

2 審査結果は当該年度の年報『港湾経済研究』において公表するものとする。

付 則

1. 本規程は、1992年10月2日より施行する。

2. 2005年9月9日より改正施行する。

3. 2006年8月25日より改正施行する。

4. 2010年8月30日より改正施行する。

5. 2015年8月27日より改正施行する。